





オセアニア地方	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	6	-	A	○
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

オセアニア地方	(略)					
ヨーロッパ地方	(略)					
アフリカ地方	(略)					
		(略)	(略)			
	スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	6	-	△A	○
	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則（令和元年 6 月 21 日経企第 811 号）

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年 6 月 26 日から、バケットバック海外オプションの速度制限に関する部分は令和元年 7 月 3 日から、実施します。



(注) (略)

第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			
オセアニア地方		(略)			
ヨーロッパ地方		(略)			
方 ア フリ カ地		(略)			

(注) (略)

第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地方		(略)			
オセアニア地方		(略)			
ヨーロッパ地方		(略)			
方 ア フリ カ地		(略)			

	(略)	(略)			
スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	6	-	A	○
(略)					
(略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)

附 則 (令和元年 6 月 21 日経企第 811 号)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年 6 月 26 日から実施します。

	(略)	(略)			
スーダン共和国	MTN Sudan Co. LTD	6	-	△A	○
(略)					
(略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 7 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

1 (略)

2 (略)

(注) (略)



第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

附 則 (令和元年 6 月 21 日経企第 811 号)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年 6 月 26 日から実施します。

第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表 (略)

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第13章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)
		1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)
		1 I P 電話番号ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)
		1 GW接続用 I P 電話番号ごとに	税抜額 3 円(税込額 3.24 円)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

附 則 (令和元年6月21日経企第811号)

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

[ 現 行 ]

第1章～第13章 (略)

料金表  
通則 (略)

第1表

第1～第4 (略)

第5 ユニバーサルサービス料

1 (略)

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額)
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)
	加算額	1 着信課金番号ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)
		1 センタ側課金番号ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)
		1 I P 電話番号ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)
		1 GW接続用 I P 電話番号ごとに	税抜額 2 円(税込額 2.16 円)

(注) (略)

第2表～第3表 (略)

別表 (略)

# I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>目次 第1章～第14章 (略) 第15章 雑則     第55条～第60条 (略)     第60条の2 サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知     第61条～第62条     第63条 <u>I P通信網事業者への情報の通知</u>     第64条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク又は株式会社TOKAIケーブルネットワーク</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 (略)</p>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク又は株式会社TOKAIケーブルネットワーク	6～31 (略)	(略)	<p>目次 第1章～第14章 (略) 第15章 雑則     第55条～第60条 (略)      第61条～第62条      第63条 (略) 料金表 (略) 別表 (略)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田又は株式会社ケーブルテレビ富山</td> </tr> <tr> <td>6～31 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2章 (略)</p>	用 語	内 容	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田又は株式会社ケーブルテレビ富山	6～31 (略)	(略)
用 語	内 容																
1～4 (略)	(略)																
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク又は株式会社TOKAIケーブルネットワーク																
6～31 (略)	(略)																
用 語	内 容																
1～4 (略)	(略)																
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、香川テレビ放送網株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田又は株式会社ケーブルテレビ富山																
6～31 (略)	(略)																

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第3-16種契約	株式会社ケーブルメディアワイワイ
第3-17種契約	株式会社ベイ・コミュニケーションズ
第3-18種契約	株式会社キャッチネットワーク
第3-19種契約	株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク

第2節 一般契約

第8条～第10条 (略)

(契約者識別番号)

第11条 IP通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 一般契約者は、IP通信網契約(第3種契約を除きます。)締結の際に、IP通信網サービスに係る事業者変更(電気通信番号を変更することなく、IP通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者(当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に限ります。

3～4 (略)

第12条～第15条 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

第2節 一般契約

第8条～第10条 (略)

(契約者識別番号)

第11条 IP通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2～3 (略)

第12条～第15条 (略)

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第 16 条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2 前項の場合において、一般契約者（第 3 種契約に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）が I P 通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第 2 表（工事費）の 1（適用）の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている一般契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

3 前項の規定によるほか、第 42 条（工事費等の支払義務）に規定する工事費残債の請求を受けている一般契約者が I P 通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

4 当社は、前 2 項の規定により申出があったときは、I P 通信網サービスに係る事業者変更の手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して 15 日を経過したときは、その番号を無効とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は I P 通信網サービスに係る事業者変更の手続きに必要となる番号を発行しません。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、I P 通信網サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき、及び第 47 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が I P 通信網サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者（第 47 条に規定するものをいいます。）へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないとき（請求事業者がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）を含みます。）。

(2) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 (略)

第 16 条の 2 ～第 17 条 (略)

第 3 節 (略)

第 4 章～第 14 章 (略)

第 15 章 雑則

第 55 条～第 60 条 (略)

(サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知)

第 60 条の 2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信の送信先の電気通信設備に関して、機構から送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法に規定するものをいいます。以下同じとします。）の恐れへの対処を求める通知を受けた場合であって、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により IP 通信網サービスの提供に支障が生ずる恐れがあるときは、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を契約者回線へ接続する契約者を確認し、当社が定める方法により当該契約者へ注意喚起を行うことがあります。

(一般契約者が行う一般契約の解除)

第 16 条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P 通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。

2 (略)

第 16 条の 2 ～第 17 条 (略)

第 3 節 (略)

第 4 章～第 14 章 (略)

第 15 章 雑則

第 55 条～第 60 条 (略)

第 61 条～第 62 条 (略)

( I P 通信網事業者への情報の通知)

第 63 条 契約者は、I P 通信網サービスに係る事業者変更に関する当社以外の I P 通信網事業者からの請求に基づき、  
氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報 (その I P 通信網サービスに係る事業者変更に関する手続きのため  
に必要なものに限ります。) を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

第 64 条 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第 1 表 料金

第 1～第 3 (略)

第 4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用											
(1) 手続きに関する料金の種別	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">手続きに関する料金は、次のとおりとします。</td> </tr> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>ア～エ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ 事業者変更手数料</td> <td>第 16 条 (一般契約者が行う一般契約の解除) 第 2 項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたと きに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>カ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		料金種別	内容	ア～エ (略)	(略)	オ 事業者変更手数料	第 16 条 (一般契約者が行う一般契約の解除) 第 2 項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたと きに支払いを要する料金	カ (略)	(略)
手続きに関する料金は、次のとおりとします。											
料金種別	内容										
ア～エ (略)	(略)										
オ 事業者変更手数料	第 16 条 (一般契約者が行う一般契約の解除) 第 2 項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたと きに支払いを要する料金										
カ (略)	(略)										
(2)～(3) (略)	(略)										
(4) 事業者変更手数料の適用 除外	I P 通信網サービスの事業者変更が行われなかった場合の事業者変更手数料は、(1)欄 及び 2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。										
(5) (略)	(略)										

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1)～(4) (略)	(略)	
(5)事業者変更手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,240 円)

第 61 条～第 62 条 (略)

第 63 条 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第 1 表 料金

第 1～第 3 (略)

第 4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用									
(1) 手続きに関する料金の種別	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">手続きに関する料金は、次のとおりとします。</td> </tr> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>ア～エ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		料金種別	内容	ア～エ (略)	(略)	オ (略)	(略)
手続きに関する料金は、次のとおりとします。									
料金種別	内容								
ア～エ (略)	(略)								
オ (略)	(略)								
(2)～(3) (略)	(略)								
(4) 手続きに関する料金の減免	(略)								

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1)～(4) (略)	(略)	

(6) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
第5 (略)		第5 (略)	
第2表～第3表 (略)		第2表～第3表 (略)	
別表1～別表3 (略)		別表1～別表3 (略)	
<p><u>附 則 (令和元年 6 月 21 日経企第 811 号)</u> <u>この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。</u> <u>ただし、この改正規定中、サイバー攻撃の恐れへの対処を求める通知に関する部分は、令和元年 6 月 26 日から実施します。</u></p>			

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第11条 音声利用IP通信網サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p><u>2 契約者は、IP通信網サービスに係る事業者変更（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）によるIP通信網契約（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）の締結と同時の場合に限り、音声利用IP通信網サービスに係る事業者変更（電気通信番号を変更することなく、音声利用IP通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望することができます。この場合において、契約者は、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。</u></p> <p><u>ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限りです。</u></p> <p><u>3～5 (略)</u></p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(契約者が行う音声利用IP通信網契約の解除)</p> <p>第17条 契約者は、音声利用IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p><u>2 前項の場合において、契約者は、IP通信網サービスに係る事業者変更の希望と同時の場合に限り、音声利用IP通信網サービスに係る事業者変更を希望することができます。この場合において、契約者は、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第2表（工事費）の1（適用）の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</u></p> <p><u>3 当社は、IP通信網サービスに係る事業者変更の手続きに必要な番号（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）が無効となったときは、前項に規定する申出の取消しがあったものとみなして取り扱います。</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第2表～第5表 (略)</p> <p>第6 ユニバーサルサービス料</p> <p>1 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(契約者識別番号)</p> <p>第11条 音声利用IP通信網サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>(契約者が行う音声利用IP通信網契約の解除)</p> <p>第17条 契約者は、音声利用IP通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第2表～第5表 (略)</p> <p>第6 ユニバーサルサービス料</p> <p>1 (略)</p>

## 2 料金額

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 3 円 (税込額 3.24 円)

(注) (略)

別表 1～別表 6 (略)

附 則（令和元年 6 月 21 日経企第 811 号）  
この改正規定は令和元年 7 月 1 日から実施します。

## 2 料金額

区 分		単 位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
ユニバーサルサービス料	基本額	1 契約ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)
	加算額	1 追加番号ごとに	税抜額 2 円 (税込額 2.16 円)

(注) (略)

別表 1～別表 6 (略)